

一般社団法人 言語文化教育研究学会

名誉会員に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人言語文化教育研究学会（以下、本会）の定款第5条に定める名誉会員の詳細を定めるものである。

(名誉会員の対象者)

第2条 名誉会員は、本会の会員である個人または会員であった個人のうち、本会に特に功労があった者から選出する。ただし、名誉会員に選出される時点において、本会の理事または常勤職にある者を除く。

2 「本会に特に功労があった者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 理事、監事等、本会の要職を歴任した者
- (2) 本会の活動において顕著な業績を有する者
- (3) 言語文化教育研究・実践の分野の発展に顕著な貢献がある者

(名誉会員の選出方法)

第3条 選出は、理事による推薦を理事会において決議し、これを理事会が総会に発議して決議するものとする。

(名誉会員の権利・資格)

第4条 名誉会員は年会費無料にて会員資格を有する

2 名誉会員は以下の権利・資格を有する

- (1) 本会の諸企画での会員としての発表や参加
- (2) 学会誌『言語文化教育研究』への投稿

(任意退会・除名・会員資格の喪失)

第5条 任意退会・除名・会員資格の喪失に関しては、本会定款の第8条、9条、10条の記載内容に沿うこととする。

(細則改廃)

第6条 この細則の改廃は、本会の理事会の決議を経て行うものとする

附則

1 この細則は、2025年3月31日から施行する。

以上

作成 2025年3月24日

制定 2025年3月25日